

# Ⅲ章：スクールソーシャルワーカーの活動

## 1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

スクールソーシャルワーカー：佐々木 千里

### ポイント

- SSWは学校の役割を理解し、自分の役割を認識する。
- 支援と協働は「つながること」である。
- SSWは「つながること」に専門性を発揮する。
- SSWは、アセスメント・プランニングを大切にします。

### I. 学校の役割

SSWは、教育現場、主に学校を活動の基盤として、「子どもの最善の利益」の実現を図ります。そのためには、まず学校の役割を理解することが不可欠です。それを踏まえて、自らの役割を認識することができるのです。

- 1) 学校は、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を尊重し教育を行い、学校現場において、子どもは常に主役です。
- 2) 学校は、すべての児童生徒に、その持てる能力を最大限に発達させる教育や学習権の保障を担う教育機関です。

#### ①「学力保障」は重要な要素です。

学校教育では、教科による学習指導によって学習を保障しており、学習によって身に付くものは学力です。学力とは、知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等とされています。

#### ②特別なニーズを持つ子どもへ適切な対応をします。

##### i. 発達上の課題を抱える子どもの発見、指導・支援

「特別支援教育」は、発達障害児がその障害の状態に応じて十分な教育を受けられるようにするため、発達障害等特別なニーズをもつ子どもたちへの個別支援プログラムによる教育です。（発達障害者支援法第8条に基づく）

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものとされています。さらに、学校には、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を行うことが求められています。

つまり、学校は、特別支援教育において、特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努め、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた関係機関との連携を図った効果的な支援を進めること、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めることが求められているのです。

##### ii. 被虐待児童や要保護児童の発見、通告、連携

###### ア 要保護児童の発見、通告、連携

発見と通告は、要保護児童をめぐる児童福祉法に規定があります。要保護児童とは、同法第6条の3で、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」であるとされており、保護者に監護させる

### Ⅲ章：1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

ことが不適当と認められる児童とは、被虐待や非行の子ども等です。同法第25条では、要保護児童を発見した場合、直接または児童委員を介して、市町村や都道府県の設置する福祉事務所か、児童相談所に通告すること、罪を犯した満14歳以上の児童については家庭裁判所に通告することを規定しています。

なお、市町村は、要保護児童の通告を受けた場合、必要に応じて児童相談所に送致します。

#### イ 児童虐待の発見、通告、連携

要保護児童の中でも、被虐待の子どもについての発見と通告は、児童虐待の防止等に関する法律にも規定があります。

児童虐待は、「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」の4類型に分類されますが、これらはいずれも「子どもの最善の利益」の理念を踏みにじるものであり、子どもの心身の発達をゆがめる行為です。同法第1条には、児童虐待は、「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」と明記されています。虐待されている子どもの中には、安心して学習できなかつたり、教育の機会そのものを与えられなかつたりすることで、学力その他の持てる力を十分に伸ばしきれない子どもが少なくありません。したがって、児童虐待は、学校の役割そのものを阻害する行為とも言えるでしょう。

同法においては、学校及び教職員には、早期発見の努力義務、速やかな通告の義務等が課せられ、関係機関への協力が規定されています。これを踏まえて、文部科学省も平成18年の「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」の中で、①学校及び教職員は、児童虐待の早期発見のための努力義務が課されていること、②児童虐待を発見した者は、速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない義務が課されていること、③児童虐待の被害を受けた児童生徒に対して適切な保護が行われるようにすること、④児童相談所等の関係機関等との連携強化に努めること、などを明確に示しています。

このように、学校には、要保護児童または被虐待児童を発見し通告すること、通告後も、関係機関の一つとして、他機関と連携しながら支援を継続することが求められています。

#### 〔要保護児童対策地域協議会〕

児童福祉法第25条の2では、要保護児童への支援ネットワーク構築を図り、地方公共団体に対して要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務を課しています。協議会は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を置くことになっています。調整機関は要保護児童の支援をめぐり、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。

③学校での児童生徒の権利保障は、学校システムの中において実現されます。

上記①、②を踏まえ、学校の役割は、教職員一人一人の意識や「気づき」が子ども支援に直結し、機動力が発揮できる機能的な学校システムによって実現されると言えます。

## Ⅱ. SSWの支援対象と協働者

### 1. 子ども支援と協働者

SSWは、常に子どもを支援の中心の存在と位置付けています。また、子ども支援のために協力する相手は協働者です。したがって、子どもと一緒に課題解決に取り組むとき、子どもも協働者となります。子ども支援の協働者は、

学校や家庭はもちろんのこと、教育委員会、児童相談所や福祉事務所、警察等です。民間のNPOや互助組織等も協働できる大切な社会資源です。

SSWは、子どもと、子ども支援の協働者が、よりよい「つながり」がもてるように支援します。

## 2. つながる

「SSWの仕事はつながること、つなぐことである」と言っても過言ではありません。

- 1) 相手を尊重し、相手の言葉を傾聴し、信頼関係を構築します。
- 2) 相手が何を伝えようとしているのかを誠実に受け止め、正しく理解します。

## Ⅲ. 援助プロセス

### 1. ソーシャルワークの援助

アセスメントとプランニングはソーシャルワークの基本であるという考え方があります。

ソーシャルワークの援助過程（例）

インテーク～アセスメント～プランニング～実行～

モニタリング～（再アセスメント）～評価～終結

### 2. アセスメント

ソーシャルワークの援助過程の中でも、特にアセスメントは支援を方向付ける重要なプロセスです。ソーシャルワーク・アセスメントは、現在、過去における「個と環境」に関する広い範囲の情報を集め整理し分析することで、背景にある課題や状況を、適確に理解し把握することです。

### 3. プランニング

プランニングは、アセスメントに基づいた支援計画が検討されるプロセスです。プランニングでは、支援目標を設定し、目標達成のための具体的な手立てが検討されます。

## Ⅳ. 実践に向けて

### 1. 学校現場でのスクールソーシャルワークの留意点

- 1) SSWは常に裏方・黒衣のような存在である
  - ①子ども、学校、家庭、地域がエンパワメントされ、課題解決に向けて主体的に行動することを支援する
  - ②「つながり」による相互作用を重視するため、SSWが子どもに直接働きかけることを絶対視するものではない
- 2) SSWは、学校にソーシャルワークの視点や援助方法の導入を図る
  - ①学校システムが有効に機能し、学校の役割が実現できるよう支援する
  - ②学校の長所や強みを重視して、前向きな相互作用が生じるように支援する

### 2. 現場とのつながり方（支援の仕方、協働の仕方）

支援と協働は「つながること」です。

- 1) 「つながり」における役割を知る
  - ①SSWの自己覚知（SSW自身の自己理解）が大切である
  - ②教育委員会、学校の管理職やSSW担当者は、SSWを現場に「つなぐ」役割を担う

## Ⅲ章：1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

### 2) 教育委員会とつながる

#### ①教育委員会を知る

- i. 教育委員会の組織と役割を知る
- ii. 教育委員会が管轄する自治体の人口規模、学校数、全体的な課題や強み等を知る
- iii. 教育委員会の学校支援へのニーズを知る

#### ②担当者とのつながり方が教育委員会とのつながりを決定づける

- i. 担当者と連絡を取り合い、学校への支援について相談したり、検討できることが大切
- ii. 担当者といよコミュニケーションをとりながら信頼関係を築いていくことが大切

#### ③教育委員会は学校とSSWを「つなぐ」役割を担う

- i. SSWの役割や受け入れ方についてビジョンを持ち、学校へ説明する

### 3) 学校とつながる

#### ①学校を知る

- i. 学校の役割を知る
- ii. 学校の目指す教育、教職員の子ども達への思い、子ども達の長所や強みを知る
- iii. どのような課題を克服したいと考えているのか等を把握し、そのためにSSWのどのような支援と協働が必要であるかを共通理解する
- iv. 学校要覧や資料、聞き取りなどで、学校の職員構成や組織図を確認し、学校のシステムを知る
- v. SSWがどの校務分掌とつながることができるかを見通す

#### ②学校とのつながり方

- i. SSW担当者とのつながり方が学校とのつながりを決定づける
- ii. 子どもに関することについて、常に情報共有し相談できることが大切
- iii. コミュニケーションを密にして、信頼関係を築く

### 4) 地域とつながる

#### ①地域を知る

- i. 地域の歴史や特徴、現在の状況、強み、学校との関係性等について把握する
- ii. 生活者としての保護者や子どもたち、地域の人々を身近に感じていく

#### ②地域とのつながり方

- i. PTAや自治会組織、児童委員は、学校と地域の「つなぎ役」
- ii. PTAや自治会、児童委員へ、学校からSSWの役割を説明してもらう
- iii. PTA活動や自治会活動への参加と協力が「つながる」機会となる
- iv. 子ども支援について、共に考え検討する機会が大切

## 3. 子ども支援のしかた

### 1) 個別化

学校では集団生活が基本ですが、子どもは個別の存在です。グループであっても、構成メンバーの子どもについて個別に検討することが基本です。

#### ①気づき

教職員など子どもに関わる大人の「気づき」によって、支援の必要な子どもが個別化されることが多い

- a 支援を求める力や課題の認識のある子ども

→教職員や周囲の大人に相談をする子どものこと

b 支援が必要だが、支援を求める力や課題の認識のない子ども

→虐待や発達上の課題がある子どもや、「困った子」と思われている子どものこと

## ②子どもとのつながり方

子どもの言葉を傾聴し、子どもの思いを受け止めることから信頼関係を築く

子どもに寄り添う姿勢が基本

SSWが抱え込むのは不適切

子どもの理解を得ながら、教職員と子どもの思いを共有することから支援を開始する

虐待が疑われる場合は、子どもの気持ちに配慮しつつ、速やかな対応を優先する

教職員等の「気づき」を共有し、個別化された子どもに関与する

## 2) 個別ケース

### ①アセスメント

当事者である子どもや保護者が入ることは理想的だが、どのような場合も支援者によるアセスメントは必ず行う

情報：子どもの校内での様子だけでなく、子どもの思い、子どもの器質的な事柄、生育歴、家庭状況、その他の環境的要素等の情報を必要とする

i. 子どもや保護者など当事者の話、関係した教職員の話、すでに校内に存在するさまざまな情報、地域から寄せられた情報等から、必要なものを収集する

ii. 当事者本人の話から得たものや学校にない検査結果など、プライバシーに関わる情報の共有については、当事者に、共有相手・理由を説明した上で許可を取る

iii. わからない事柄、当事者が知ってほしくない事柄があるという事実も情報の一つ

iv. 収集した情報は、項目ごとに整理する

理解：情報一つ一つの意味を理解して、背景を分析し把握する

児童虐待に関わる知識と、発達に関わる知識が不可欠

福祉的な知識やアセスメントツールを用いて、SSWがサポートする

ポイント1：まず虐待、次に発達上の課題の視点でアセスメント

ポイント2：ストレンクス（長所、強み）を見いだす

ストレンクスは、子ども自身のものでなく、環境的要素のもっているものも含む（例えば、子どもの環境である家族の誰かがもっている前向きな姿勢や教職員の熱意、関係機関の関わり方等）

### ②プランニング

長期目標：長期目標は、子どものより望ましい状況を設定する

短期目標：長期目標を踏まえた上で、具体的かつ実現可能なものとする

手立：短期目標の達成に向けて、一つ一つの内容と役割分担を具体的に決める

（子どもへの寄り添い方、学習指導の方法、生活指導の方法、

保護者支援、学校間連携または機関連携、必要な情報の収集等）

ポイント1：当事者の思いやストレンクスを生かす

ポイント2：教職員の知識や経験、アイデアを生かし、SSWの福祉的な視点や知識、技術でサポートする

### ③シートの活用※1

アセスメントやプランニングのためのツールとして、アセスメントシート（カンファレンスシートなど呼び方は多様です）の活用が効果的です。このシートは、教員が書くことに大きな意味があります。

※1：シート…教職員の意見を取り入れながら作成したシート見本をP.76に提示

## Ⅲ章：1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

- i. ジェノグラム（家族関係図）、エコマップ（家族や社会資源等との相関関係図）等の活用により、視覚的に子どもを取り巻く環境が理解できる
- ii. 収集された情報と不明な情報とが、項目毎に整理される
- iii. 書き込みながら、子ども理解がすすむ
- iv. 記入しておけば、いつでもケース会議ができる
- v. 「見立て」が明記される
- vi. 目標と手立て・役割分担が具体的に明記される
- vii. 支援の記録となる

ポイント1：全ての項目を埋めようとしない。記入した時点で、空欄になる項目があるということも情報のひとつ

ポイント2：学校に定着しやすいように、教職員が使いやすいことが重要

### 3) 保護者支援

学校と保護者がうまくつながることは大切な要素です。

#### ①支援対象

a 支援を求める力や課題の認識のある保護者

→教職員に相談をする保護者のこと

b 支援が必要だが、支援を求める力や課題の認識のない保護者

→虐待の認識のない保護者や子どもの発達上の課題に気づかない保護者、「困った親」と思われている保護者のこと

#### ②保護者とのつながり方

保護者がどのようなことを伝えようとしているのか、正しく理解することが必要

傾聴、受容、共感しながら信頼関係を構築する

保護者の願いや困り感を明確化する

教職員等の「気づき」を共有し、ケースへの関与で、保護者に「つながって」いく

ポイント1：保護者と直接つながる場合は、教職員との合意で決定するのが基本

ポイント2：SSWの勤務の条件と、SSWによる直接支援の効果のバランスを考慮

ポイント3：保護者とつながる機会は、面接や家庭訪問、電話や連絡帳、立ち話等

### 4) チームアプローチ

スクールソーシャルワークにおいては、アセスメントからプランニングを複数の教職員と協働して行い、そこからチームアプローチが始まる人が多いということが特徴として挙げられます。

### 5) ケース会議

アセスメント・プランニング、チームアプローチというソーシャルワークの手法を取り入れているのがケース会議です。ケース会議は、SSWが福祉の視点を教育現場に導入する際の効果的な手立ての一つです。

### 6) 情報の取り扱い

個別ケースを検討する際は、必ず守秘があることを確認しあい、情報の保管の仕方にも明確なルールが求められます。情報は、できるだけ一極集中で厳重に保管します。

特に、学校に在籍する要保護児童については、当該対策地域協議会においての情報共有が可能ですが、同時に強い守秘義務が課されます。

## 4. 学校支援、教職員支援の仕方

学校支援、教職員支援の仕方は、配置形態によって変わりますが、基本的には以下の要素が有用です。

- ①ソーシャルワークの視点や知識の導入
- ②研修（スクールソーシャルワーク研修、児童虐待研修、発達障害研修等）
- ③ケース会議の導入
- ④ソーシャルワークのスキルやツールの導入（シートの活用、記録の方法、図の活用等）
- ⑤個々の教職員への支援（コンサルテーション、エンパワメント、面接等）

## 5. 配置形態による活動の違い

S S Wの活動は、その配置のされ方によって大きく変わります。

配置形態は、大きく以下の4形態に分かれることが多いようです。

### 1) 配置校型

#### ①特徴

- i. S S Wが、特定の学校に配置されて活動をする形態
- ii. 活動日数は、週1回～週5回程度
- iii. 学校との関わりは、週あたりの活動回数が多いほど密になる
- iv. 教職員との信頼関係も強くなり、配置校の教職員のメンバーとして、学校生活全体の中で、個別ケースへの対応から校内研修の計画・実施、学校システムのあり方まで関わる事が可能
- v. 子どもや保護者と直接関わる機会や関係機関や地域と関わる機会が増える
- vi. 直接の指揮監督者は管理職となることが多い
- vii. 教育委員会と日常的につながる機会はあまりないが、教育委員会の担当者と適時連絡を取り合い、折々に指示や確認をもらうことが大切

#### ②留意点

- i. 教育委員会の担当者とは定期的に連絡を取り合うことを共通理解する
- ii. 学校との信頼関係の構築が重要
- iii. 学校アセスメントを丁寧に行い、子ども支援に生かせるような活動を考える

#### ③課題

- i. 管理職やS S W担当者、その他の教職員とうまくコミュニケーションをとれない場合もある
- ii. 何でもS S W頼みになってしまい、その結果、教職員の主体性を奪ってしまったり、一人一人の教職員へのアドバイザー役に限定されたり、子どものお守り的な役割を任されたりする状況も発生しやすい
- iii. 学校側の、S S Wの役割への理解が曖昧なことがある
- iv. 学校側が、初めからS S W配置のニーズを感じていないことがある
- v. S S Wによる支援が配置校に限定される

#### ④対策

必要に応じて教育委員会の担当者や、スーパーバイザー等に支援要請を出す

### 2) 拠点校型

#### ①特徴

- i. S S Wが、特定の学校を拠点として、他校の相談に応じたり学校訪問をしながら支援を行う
- ii. 1校あたり数回程度の勤務
- iii. より多くの学校に関わる事が可能
- iv. 配置校型よりも一つの学校に関わる機会は少なくなる

## Ⅲ章：1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

- v. 拠点校の教職員のメンバーとして、学校生活全体の中で、個別ケースへの対応から校内研修の計画・実施、学校システムのあり方まで関わる事が可能
- vi. S S W担当者とのつながりが中心となる
- vii. 子どもや保護者と直接関わる機会は限定され、必要な場合は条件付き関係機関や地域との関わりも同様
- viii. 直接の指揮監督者は市町村教育委員会となることが多い

### ②留意点

- i. 市町村教育委員会の担当者とは日常的につながり、適時連絡を取り合い、相談しながら活動を進めることが大切
- ii. 学校支援については、長期的な視野でプランを立てる

### ③課題

- i. 管理職やS S W担当者とうまくコミュニケーションをとれない場合も少なくない
- ii. 勤務条件によって、学校の課題が把握できてもなかなか介入しにくい場合もある
- iii. 回数や時間等、1校あたりに十分な対応ができない場合がある（その結果、拠点校にとってもメリットが少ない）

### ④対策

必要に応じて市町村教育委員会の担当者やスーパーバイザー等に介在してもらい、学校と共に善後策を検討する

## 3) 派遣型

### ①特徴

- i. 教育委員会に配置され、派遣要請のある学校や、教育委員会が必要と考える学校へ派遣される
- ii. 学校への関わりは、1回から多くても数回程度まで
- iii. 特定の個別ケースへの関与に限定されることが多い
- iv. 個別ケースへの対応を通して、多くの学校にソーシャルワークの視点を伝えながら、アセスメント、プランニングを協働する中で、教職員をエンパワメントすることも可能
- v. 直接の指揮監督者は市町村教育委員会となることが多い

### ②留意点

市町村教育委員会の担当者とは日常的につながり、適時連絡を取り合い、目的を確認したり、相談しながら活動を進めることが大切

### ③課題

- ケース会議に熟知したコーディネーター ※2 がないことがある
- S S Wの関与が限定されるため、ケース会議の定着も困難な場合がある

### ④対策

各学校のケース会議のコーディネーターの育成を、教育委員会と協働してサポートする

## 4) 教育委員会のサポートチームのメンバーとしての配置

※2：コーディネーター…ケース会議の設定、開催準備、教職員への連絡、司会進行等を務める。コーディネーターがS S W担当者であることも多い。

### ①特徴

- i. 教育委員会の構成するサポートチームのメンバーの一人として学校に関わる
- ii. サポートチームとして派遣された学校の個別ケースへ関与する
- iii. 教育委員会による学校支援計画にも参画していくことがある

### ②留意点

- i. 教育委員会のサポートチームのメンバーとして学校現場に入ることを、しっかり認識する



- ii. 学校支援計画に参画する場合は、現場のニーズと教育委員会の支援の可能性の両者を踏まえた姿勢が求められる

## V. 実践報告

### 1. S S Wの活動内容（配置校型）

- ・教育現場への福祉的視点、福祉的アプローチの導入
- ・ソーシャルワークの知識・スキルの導入
- ・ケース会議（個別化、アセスメント・プランニング）の導入
- ・チームアプローチへの意識付け
- ・カンファレンスシートの導入

### 2. 配置校における取り組み

#### ★配置1年目 配置校のアセスメント

〔管理職、コーディネーター（S S W担当者）、市教育委員会担当指導主事との協働による〕

- ①担任以外の教職員が関わり、不登校が改善した事実を体験しているが、組織的なチームアプローチまでには至っていない。
- ②担任不在の会議で話し合われるため、担任が無関心になってしまうという弊害が生じている。
- ③検討会議に必ず担任が参加できることが必要である。
- ④会議にアセスメント、プランニングのプロセスを導入し、科学的かつ計画的支援を検討する場とすることが必要である。
- ⑤教職員個人の責任を問うのではなく、役割分担などチームアプローチによる支援を取り入れることが必要である。
- ⑥虐待等、介入に緊急性のある事例を発見することが必要である。

#### ☆1年目の結果

- ①校内で課題があるとされた事例、数十例全てに関与できた。
- ②虐待通告をし、機関連携を開始した事例が多数あった。
- ③ケース会議が定着し、検討事例についてはアセスメント、プランニングに沿ったチームアプローチが図られ、「子どもの最善の利益」の意識が根付いた。
- ④不登校状態が減少したことも含め、福祉的アプローチの有効性を、教職員に実感してもらう場面が増えた。
- ⑤子どもの安全確保や権利擁護のために、家庭だけでなく地域とのつながりも重視され始めた。
- ⑥学校と地域から教育委員会を通じて、行政に対し父子支援サービスの創設を働きかけた。  
(ソーシャルアクション)
- ⑦学校組織が変更され、「ケース会議」を重視した体制となる。

#### ★配置2年目 配置校のアセスメント

〔管理職、コーディネーター（S S W担当者）、市教育委員会担当指導主事との協働による〕

- ①アセスメント、プランニングに沿ったチームアプローチの有効性が浸透しつつある。
- ②教職員のチームワークが強化されることで、担任の抱え込みを防ぎ、子どものS O Sの早期発見、課題への早期対応に結びつけることができる。
- ③コーディネーターが、教職員とコミュニケーションを密にすることで、迅速な情報収集と効果的なアプローチが可能

### Ⅲ章：1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

能となる。

- ④コーディネーターを中心に、ソーシャルワークの考え方が日常の協働の中で伝わることで、子どもが安心して学習できる学校システムが構築できると思われる。
- ⑤特別支援教育の教育支援計画作成システムの構築にむけた取り組みも必要である。

#### ☆2年目の結果

- ①保護者や子どもたちからの学校への相談件数が増加し、福祉的アプローチを必要とする事例が急増した。
- ②虐待相談、DV相談が目立った。DVは子どもへの心理的虐待であり、複数の事例に同時進行で機関連携して対応した。
- ③子どもの示す小さなSOSのサインに教職員が気づき、アセスメントすることによって重大な事例が次々に発見された。
- ④子どもの安全確保や権利擁護の視点で、子ども支援、家庭支援、機関連携が精力的に行われた。
- ⑤市教育委員会が、コーディネーターによる実践発表の機会を作った結果、市内小中学校においても、ケース会議の有効性が伝わり始めた。
- ⑥学校組織が改編され、「ケース会議」が「校内委員会」のアセスメント基幹会議となり、プランニング会議として、子ども家庭支援プラン作成会議、特別支援プラン作成会議が設置される。

3. 事例（子ども主体の取り組みと校内チーム対応）

〔介入時の状況〕 毎時間数件の子ども同士の争いが発生し、授業が成り立たなくなっている学級	
経過	留意点
<p>1) 子どもたちの訴え ちゃんと勉強できる、ルールを守る楽しいクラスにしたい。 自分たちの気持ちをわかってほしい。</p> <p>2) アセスメント ・ケンカが多い子どもたちを個別化して ・子ども集団と学級について ・担任や学校について</p> <p>3) プランニング</p> <p>①目標 学習を保障し、子どもたちに安心と自信と希望をもたせて次年度につなぐ。</p> <p>②手だて</p> <p>i 担任が教科指導、担外教員Aが生活指導を担当し、担任・副担任体制をとる。</p> <p>ii 授業中は、管理職、学生サポーター、担外教員A等が分担してTTとして入り込み、授業での気づきを担任と情報交換する。</p> <p>iii 子どもたちで「学級をよくするグループ」を組織し、グループワークを行う。指導者は、担外教員Aとし、SSWがサポートする。 *子どもたちが、学級のルール作りを担任に提案し話し合いがもたれる。</p> <p>iv 毎時間の「ふりかえり表」を学年に導入し、子どもたちと担任、子どもたちと家庭、家庭と学校をつなぐ媒体とする。</p> <p>③学年で、教科指導についての打ち合わせの時間を多く作る。</p> <p>④学年で取り組む活動を意識的に多くもつ。</p> <p>4) 評価</p> <p>①子どもたちが主体的に行動し、課題解決に向き合えた。</p> <p>②子どもたちの自尊感情が高まり、次年度を迎えることができた。</p> <p>③「ふりかえり表」の効果が目標の達成以上のものであった。 i 授業者自身の指導方法のふりかえりができた。 ii 普段、意識しなかった子どもの課題に気づいた。 iii 保護者からの協力を得られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議の開催</li> <li>・個々の子どもの家庭における不安定な立場や発達上の課題の把握</li> <li>・学級内の支援が必要な子ども</li> <li>・学級での安心感</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の子どもの自尊感情</li> <li>・子ども集団のエンパワメント</li> <li>・学習保障</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム対応</li> <li>・頼れる大人への信頼感</li> <li>・情報共有から連携へ</li> <li>・子どもたちによる主体的な学級の立て直し</li> <li>・SSWによる間接支援</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの「ふりかえり」に、担任は毎日コメント</li> <li>・学校での学習や子どもの様子を保護者が把握</li> <li>・授業方法や工夫について、学年教員が毎日意見交換</li> <li>・学年の仲間意識の醸成</li> <li>・集団支援と個別の子ども支援による効果</li> <li>・総合学習での地域との連携</li> <li>・学習成果への高い評価の獲得</li> <li>・学年教師全員が「ふりかえり表」を自らの学級に導入</li> <li>・授業方法の改善</li> <li>・「目立たない子ども」への「気づき」</li> <li>・親子のコミュニケーション</li> </ul>

4. これまでに主に関わったケース

- 事象による種別
  - ①不登校、遅刻、行き渋り ②問題行動、気になる様子
  - ③低学力・怠学 ④学級崩壊 ⑤対応困難な保護者
  
- アセスメントによる種別
  - ①児童虐待（DVを含む） ②発達上の課題
  - ③児童虐待及び発達上の課題
  - ④家庭の諸事情（家族関係、保護者の疾病、経済的困難等）

☆ アセスメントにおいて特筆すべき点は、家庭の様々な事情を背景に、児童虐待、発達上の課題が非常に多く見られたことです。

### Ⅲ章：1. スクールソーシャルワーカーの実践活動

#### 参考

中学校 アセスメント・シート（初回・例） 平成 年 月 日 記入者

年 組	男・女	ケース会議参加者
年 月 日 生 誕	担任	
気になること：		

#### <アセスメント（情報収集）>

過年度の出欠（特記事項）：これまでの出欠の特例（原小学校で使用する場合、入学前からの欠席日数を追加記載することも考えられる）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
H19 遅刻													
欠席													
H20 遅刻													
欠席													

家族関係図	備考：生保記録、関係機関等

本 人 の 状 況	生育歴
	小学校の時の状況
	現状
家 庭 状 況	家の様子
	父の状況・意向
	母の状況・意向
	きょうだい
	その他の関係者

参考

学 校 生 活	本人の印象：		
	気になる様子：		
	これまでの指導・支援の経過：		
	友人：	部活：	進路希望：
本 人 に 関 心 す る 情 報	基本的な生活習慣（衣食住）：		
	行動の特徴：		
	学力・学習（読み書き・計算、得意不得意、教科別）：		
	言語コミュニケーション：		
	対人関係：		
	健康（身体的・精神的）：		
	興味・関心：		
	本人の思い・希望：		
アセスメント（見立て） ・ ・ ・			
プランニング（目標） 長期： 短期： プランニング（手だて）			
	短 期 目 標	誰が 誰に	具体的手だて・役割
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
次回ケース会議日程： 月 日（ ） 時より 場所：			

作成：佐々木千早

# Ⅲ章：スクールソーシャルワーカーの活動

## 2. スクールソーシャルワーカーの事例報告

- 身体的虐待のケース
- 性的虐待のケース
- ネグレクトのケース
- 心理的虐待のケース

スクールソーシャルワーカー：金澤 ますみ

- 発達上の課題があるケース 1
- 発達上の課題があるケース 2

武庫川女子大学文学部講師：半羽 利美佳

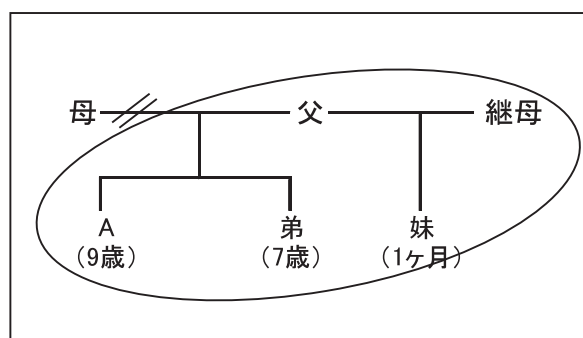
※事例の内容については、プライバシー保護の観点から、実際のケースをいくつか組み合わせて作成したものである。

### 身体的虐待のケース

#### 1. 気になる状況

小3男児A（9歳）。2学期に入ってから、ランドセルを持たずに登校することが続いた。Aは「忘れた」ということしか言わないため、担任は継母に連絡をとった。継母は、「家で話します」と言ったが、その後4日間、Aは欠席した。Aが登校した日に、担任はAの手の手甲などにつねられたような跡や、首に手の指のような痣を発見した。

担任は教頭に相談し、その後、教頭からSSWのもとにも情報が入ったので、SSWはケース会議の開催を提案した。



#### 2. 校内ケース会議で共有されたアセスメントのための情報

校内ケース会議では、Aの担任、学年主任、1、2年時の担任、養護教諭、SSW、教頭、校長が集まり、情報を共有した。

#### Aについて

- 宿題をしてこない、忘れ物が多い。他兄とよくトラブルを起こし、すぐに手が出る。担任が注意をすると暴言をはき、教室を飛び出す。【担任】
- 2年生のときに夜に一人で歩いていることや、隣家の車に傷をつけているところなどを発見されたりしていた。そのことで、学校に連絡が入っていた。【2年担任】
- 保健室にはよく来室するが、遊びに来るという要素が強い。
- Aが暴れていて、保健室の物品を壊してしまったことがあり、「家の人に連絡する」という話になったときには、わめきちらして抵抗したことがとても印象深い。【養護教諭】
- 担任が発見したAの傷について本人に尋ねたところ、「ぶつけた」という回答だけであったが、ランドセルは継母から取り上げられていたことや、4日間の欠席は、Aが嘘をついたため、罰として学校を休んでいたとのことを話した。

## 家庭環境

- Aが幼少時に両親は離婚。父は働いている。父のAへのかかわりが見えない。
- Aが1年生のときから継母は、躰には厳しいという印象。
- Aが2年生のときの隣家とのトラブルなどについて、学校は継母に連絡をとり対応していた。継母は、気分にもらがあり、教員の前でもAを怒鳴りつけ、蹴るようなことがあった。
- 生活保護や就学援助は受けていない。
- 弟の担任によると、弟（小1）は、年齢の割には行儀がよいという印象を受ける。

## 3. アセスメント+プランニング

上記の情報をもとに、次のようにプランニングし具体的な役割分担を行った。

**【校長・SSW】** Aの攻撃的なコミュニケーションの持ち方、暴言などから不適切な養育環境に置かれている疑いがある。手や首の傷についても、つじつまのあわない説明であり、養育者からの虐待が疑われる。Aの傷が発見されたのは今回がはじめてであるが、これまでの経過を見ると、家庭での居場所をなくしていき、虐待の状況がエスカレートしてきた疑いがある。そのため、虐待防止法第6条の「虐待が疑われる児童」の通告義務に基づいて、児童相談所に学校としての虐待通告を行い、要保護児童対策地域協議会でのケース検討を依頼する。

**【担任・教頭】** 継母による不適切なかかわりが疑われるが、妹（1ヶ月）を妊娠した前後から、Aへの対応が変わってきている様子もある。継母自身、Aやきょうだいへの養育に悩んでいるのではないか。このような母の立場に共感し、学校と継母と話し合いの場をもち、学校で知り得た事実について継母に報告し、継母の考え方を聞く。このとき、「虐待」という言葉は使わない。担任一人で対応しない。

**【担任・養護教諭】** Aは傷のことを言っはいけないと考えている様子のため、安心して話ができるおとなとの信頼関係を築く。

**【共通認識】** けがやあざをみつけた者は、手当てのために保健室に連れていき、記録をとる。

**【SSW・教職員】** Aの自尊心を高める支援を行うため、Aの得意なこと、不得意なことを見付ける。

**【SSW】** SSWによるA及び弟の行動観察を行う。行動観察については、授業観察のほか、SSWもクラスの中で給食を食べたり、休憩時間中に子どもたちと遊びながら、Aのコミュニケーションのスタイルを知る。

**【SSW・教頭】** これまでの経過と学校の動きを整理し、児童相談所に経過説明をする。また、市教育委員会指導主事に報告する。

**【教頭から教職員に報告】** 校内での方針を教職員で共有する。

**【担任・養護教諭・教頭】** A専用の個別ファイルを作り、Aについての気になる出来事などを時系列で、手書きで記録していく。

## 4. 他機関との連携

以上の役割分担に沿って、まずは動いてみることを確認した。そして、虐待通告から10日後に、要保護児童対策地域協議会でのケース検討会議が設定された。その日までの間、学校は随時学校の動きを児童相談所に伝え、福祉的アドバイスを受けながら対応を行った。

そして、要保護児童対策地域協議会でのケース検討会議では、以下のメンバーが集まり、今後の方針について話し合うことになった。

- 家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会事務局）

## Ⅲ章：2. スクールソーシャルワーカーの事例報告

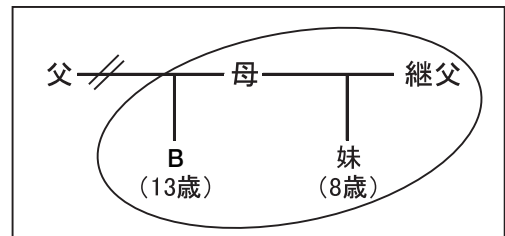
- 保健所（妹との関係でかかわりのある保健師）
- 保育所（弟の元担任、園長）
- 児童相談所（ケースワーカー）
- 小学校（担任、教頭、SSW）
- 市教育委員会（指導主事）

### 性的虐待のケース

#### 1. 気になる状況

3時間目が終わったときのこと、養護教諭からSSWに、中2女児B（13歳）について、性的虐待が疑われるという相談があった。SSWは話を一通り聞いた後、「性的虐待の対応は、一人で対応することは危険である」ことを伝え、早急に管理職を含めたケース会議が必要であると提案した。

すぐに、校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事、SSWが集まり、緊急ケース会議を開いた。



#### 2. Bの性的虐待が疑われるまでの経緯

- Bは小学校時代に、身体的虐待が疑われる児童として要保護児童対策地域協議会に名前があがっており、小学校から「気になる児童」として引継ぎがされていた。
- そのため、中学校としても、意識的にBの居場所づくりに努力をし、養護教諭との自然なかかわりをつくってきた。
- 中学校に入学してからは、身体的な傷は確認されていない。おとなしい雰囲気ではあったが、バレーボール部に入学し、休まずに練習に参加していた。
- 2年生になってから、部活を無断欠席することが増え、夏休みを境に、まったく部活に顔を出さなくなり、欠席や遅刻も増えた。
- 2学期の中間テストの成績が突然下がった。
- 登校した日には、必ず保健室に立ち寄り、すぐに教室に行く日もあれば、なかなか行かない日もあった。
- 今日、いつものように保健室に顔を出したが、この日はなかなか教室に行こうとしなかったため、養護教諭が身体の様子を尋ねると、突然泣き出した。ゆっくり話を聞いていくと継父から性的虐待を受けていることを語り出した。

#### 3. 緊急対応

ケース会議の中で、経緯を確認した後、SSWが一般的な性的虐待のメカニズムを説明した後、今後の対応において特に注意すべき点について述べた。

- 性的虐待の事実確認のための面接には高度な技術や専門性を有する。そのため、安易に事実確認などを行えば、そのこと事態がトラウマになってしまうことがある。そのような二次的な被害を生まないために、学校内において「すべきこと」と「してはならないこと」の共通認識を図って対応することが求められる。



## すべきこと

- ①【校長・SSW】今後の対応について、学校だけで判断をせず、早急に児童相談所に通告を行った上で、方針を確認する。
- ② 児童相談所と連絡が取れるまでの間に、本人が語ったことについては、心理的苦痛や恐怖、不安に共感する。
- ③【養護教諭】「あなたには罪はない」「あなたを守る」ということを伝え、できる限り安心させることが重要である。
- ④【養護教諭・SSW】本人の語った内容や単語をそのまま記録する。一度、語られた内容を撤回することはよくあるが、そのことを理解しておく。

## してはならないこと

- ①【共通認識】本人に対して学校の教職員が、性的虐待の事実を確認しようとししない。
- ②【共通認識】語られた内容について、過剰な反応をしないように心がける。
- ③【共通認識】本人がはじめて語った相手（この場合は養護教諭）以外の者が、この件で話を聞かない。
- ④【共通認識】この件について本人と話をする場合、「誰にも言わない」・「親には言わない」などの非現実的な約束をしない。
- ⑤【共通認識】現段階で保護者には連絡しない。場合によっては、緊急一時保護なども想定されるため、保護者への連絡方法についても、児童相談所と協議をしてから決定する。

以上のことを確認し、すぐに児童相談所に通告を行い、市教育委員会にも報告をした。

## 4. 児童相談所との役割分担

午後になって、児童相談所ケースワーカーと児童心理司が来校した。SSWは、一連の経過を説明した。方針としては、養護教諭が同席のもと、児童相談所ケースワーカーがBの面接を行うことになり、最終的には本日中に緊急一時保護の運びとなった。

夕方には指導主事も来校し、緊急一時保護の動きについて、以下の点を確認した。

ケース会議参加メンバー：担任、養護教諭、SSW、生徒指導主事、教頭、校長、指導主事、児童相談所ケースワーカー、児童心理司

- ① 保護者への連絡方法
- ② 予想される保護者の反応と当面の対応について
- ③ Bの一時保護にあたっての注意点
- ④ 予想されるBの反応と当面の対応について
- ⑤ 教職員への説明内容

また、今後のBの対応については児童相談所だけではなく、要保護児童対策地域協議会の中で継続して支援の方法を検討していくことを確認した。

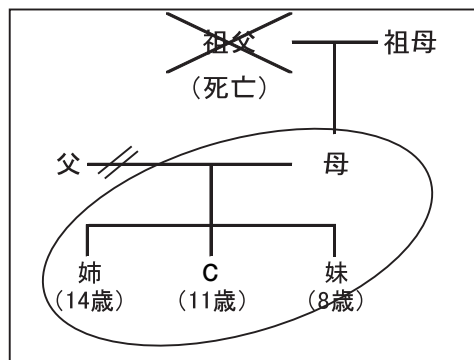
さらに、学校内では教職員がさまざまな不安をもつことが予想される。「保護者から学校に問い合わせがあった場合はどうすればよいか」、「教員がBの面会には行ってもよいか」、「クラスやクラブの生徒からBのことを聞かれた場合になんと答えたらよいか」などである。SSWは、生徒指導主事と協力して、不安の声が聞かれた場合には、それらを整理するとともに、その都度の対応についてはケース会議で検討していくことを確認した。

### ネグレクトのケース

#### 1. 気になる状況

小5男児C（11歳）。冬休みに、校区内のスーパーで、菓子パンを盗んだところを店員がみつけ、家庭と連絡がとれないということで、学校に連絡が入った。この日は、校長と生徒指導担当で対応し、生徒指導担当は、母に事実経過を報告し、後日改めて話し合いたいとお願いした。翌日、生徒指導担当からS S WにCの状況について経過が報告された。

S S Wは、Cの家庭状況について情報を収集した。そして次のようなことがわかった。



#### 2. アセスメントのための情報

##### Cについて

今年に入ってから給食をがつつ食べる様子が見られる。また、同じ服装で登校する日があったり、臭いが気になったりということもあった。妹思いのやさしい兄であるという印象。スーパーの菓子パンをとろうとしたことについては、「お腹が空いていた。妹にも食べさせるため」と話していた。発達上の問題は特に見受けられないが、色々な面で経験が少ないと思われる。

##### 家庭環境

- 妹** …発達上の問題があると思われるものの、母にはその認識がない。母は「寝るときにはおむつがとれずに困っている」ということを担任に話していた。遅刻がある。
- 姉** …中2の2学期頃から遅刻や欠席が増えはじめた。たまに学校に来て授業をエスケープすることが多い。指導をすると、次の日は必ず休む。家に帰っていないこともある。母にも話をしてきたが、最近は電話に出てくれなくなった。昨年度までは、祖母と姉とで家事をしているようであったが、今年度に入ってから様子がわからない。
- 母** …Cの万引きの件については、「もう二度としてはいけない」と話すだけである。一方で、Cが万引きをしたのは、姉が家事をせずに遊び歩いているからだと訴える。
- Cが万引きをした日、校長と生徒指導担当が家庭を訪問すると、家の中は惣菜のバックなどが床に散乱しており、玄関先まで物が山積みになっている状態であった。
- 諸費は昨年度までは遅れながらも支払われていたが、今年度は3人とも未納である。
- 生活保護受給家庭である。祖母は入院しているらしい。

#### 3. アセスメント+プランニング

上記の情報をもとに、次のようにプランニングし具体的な役割分担を行った。

**【生徒指導・S S W】** 母の困りごとを知るために、生徒指導からS S Wを紹介してもらい、S S Wが母の話し相手になる。

**【担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター】** きょうだい頼れるおとながないことから、Cが学校内外で頼れる人・場所をつくる。また、Cと妹は、休まずに登校していることから、遅刻・欠席を増やさないように学級内での居場所を意識的に作っていく。Cに生活スキルをつける方法を考える。

【小学校生徒指導担当・SSW・中学校生徒指導主事】姉は、家事に疲れており、家庭での居場所を失っているのではないかと。中学校と情報共有をしながら支援を進めていく。

【校長・SSW】本家庭の家事はこれまで姉と祖母が担っていたが、それが難しくなってきたから、Cや妹はより一層不適切な養育環境に置かれている。また、母の養育能力には課題があり、現状での養育態度の改善は期待しにくい。

そのため、児童虐待防止法第6条の通告義務に基づいて、市の要保護児童対策地域協議会事務局に通告し、ケース検討を依頼する。

#### 4. 他機関との連携

学校からの通告後、要保護児童対策地域協議会でのケース検討会議が開催され、下記のメンバーで情報を共有する中で、さらに家庭の置かれている状況が見えてきた。

**参加メンバー：**家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会・事務局）、主任児童委員、市・生活保護課（ケースワーカー）、小学校（生徒指導・SSW）、中学校（生徒指導）、市教育委員会（指導主事）、児童相談所（ケースワーカー）

【主任児童委員】祖母は今年度の5月頃に入院した。母ときょうだいとも面識がある。

【家庭児童相談室】妹は就学前から発達上の問題がある児童として支援対象であったが、母へのコンタクトが難しい状態であった。

【SSW】母の要望としては、「姉をどうにかしてほしい」「妹のおむつ代がかかるので困っている」ということが大きい。生活全般を見通した不安はもっていない様子である。

【生活保護ケースワーカー】生活保護の月1回の支給日には、市役所に来所するため、諸費が未納になっていることは知らなかった。

これらの情報をもとに、児童相談所ケースワーカーの助言のもと、支援目標を「きょうだいは、緊急保護をするという段階ではないが、不適切な養育環境に置かれていると言える。母の養育能力の課題は精神疾患や知的障害などの疑いがあるのであれば、それらの支援についても考えていく」とし、それぞれの機関の役割を確認した。

【SSW・家庭児童相談室】「妹のおむつ代」をきっかけに、母の相談先の一つとして、SSWから家庭児童相談室を紹介する。

【主任児童委員】きょうだい頼れる人の一人となれるような関係を目指す。学校が休みの日に、意識して様子を見る。小学校生徒指導と連絡を取り合う。

【生活保護ワーカー】生活保護費の支給日には、母が困っていることなどを聞いてみる。

【小学校・中学校】中学校では、姉に対する支援として、スクールカウンセラーによる支援を検討してみる。きょうだいへのかわりについて連携しながら対応する。

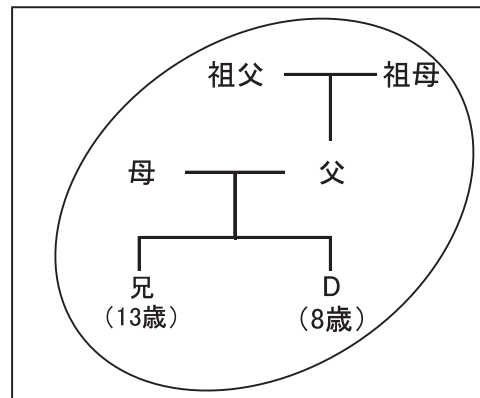
【市教育委員会】小中学校の状況を把握し、要保護児童対策地域協議会との調整を行う。

【児童相談所】ケースに対する助言を行い、緊急時には対応できる体制を整えておく。

#### 心理的虐待（ドメスティックバイオレンスが背景にある）のケース

##### 1. 気になる状況

小2女兒D（8歳）の母親が、Dの忘れ物を学校に届けにきたときに、顔をはらしていたことがあった。その後の懇談のときに担任が母にそのことを尋ねると、夫からの暴力があったことを話されたという。担任が、「本校にはスクールソーシャルワーカーといって、相談にのってくれる人がいるので、ぜひ話をしてみてくださいはいかがですか」と提案すると、母親ははじめ乗り気ではなかったが、「一度だけなら」と了承したため、SSWが面接をすることとなった。



##### 2. 面接前の確認点

SSWは母親との面接日の前に、担任、学年主任、コーディネーター、教頭と面接についての打合せを行った。

- ドメスティックバイオレンスが背景にある場合、Dと兄は、児童虐待防止法上の「心理的虐待」にあたり、チーム対応をしていく必要があるという共通認識をもった。
- 現時点で、担任からみたDに心配な点は特に見当たらない。
- 母親は、SSWとの面接に対しては積極的に相談したいという意思は感じられないため、初回面接の目的は、母のニーズを知ることと焦点を当てる。また、SSWは男性であるため、母の不安感が高そうであれば、担任が同席することや、場合によっては面接を中断することもありえることを確認した。
- 以上を踏まえて、面接予定日の夕方に校内ケース会議をもつこととした。

##### 3. 校内ケース会議で共有されたアセスメントのための情報

母は面接予定日に来校した。はじめは、母と担任とSSWの3人で会い、母もリラックスしてきたことから、後半は母とSSWの二人で話をする事となった。面接内容について、SSWが担任らに伝えることについて了承を得た上で、校内ケース会議で共有した。母のニーズは以下のとおりである。

- 夫のことよりも、Dの家での過ごし方が大変である。学校ではよい子だと聞いているが、家では言うことをきかない。かんしゃをよく起こす。
- 兄（中2）は学力が低く、学校を休みがちである。
- 夫の暴力のことで相談することは特にない。相談機関に行くつもりもない。
- 夫のことで相談に来たと家族に知られたくない。担任が家族にそのようなことを言わないように伝えてほしい。
- 夫は3ヶ月前に失業し、現在は祖父母の年金で生活している。母は無職である。

##### 4. アセスメント+プランニング

共有された情報をもとに、次のようにプランニングし具体的な役割分担を行った。

**【SSW→SCへ依頼】** 夫からの暴力が続いているかどうかはわからないが、母自身の相談相手はいない様子であることから、Dや兄のことで相談できる相手を作っていく。相談相手としては、①継続的に安定した相談関係が築けること、②母が相談機関を拒否していること、③SSWが男性であること、④DVが背景にあることなどを踏まえて、女性のスクールカウンセラーに打診することとした。

【担任】母は、夫の暴力に関する援助を求めているため、担任はDのことで母をサポートしていく姿勢をとる。

【担任・養護教諭が中心】Dに心配な点はないか、気に留めながらかわっていく。

【コーディネーター→中学校生徒指導主事】小中学校間での連携の必要性から、小中連携ケース会議を提案する。

以上の役割分担に沿って、支援を開始した。SSWからSCへの依頼に対してのSCの回答は①母が面接を希望すれば面接は可能である。②母が面接を拒否した場合は、教職員へのコンサルテーションであれば関与できる。ということであった。

この回答の後、SSWは母にDや兄のことで相談をする相手としてSCを紹介した。母は、女性であると聞いて安心したらしく、SCとの面接を希望し、SSWが付き添いのもと、SCと母との初回面接が実現した。

SCとの面接は週に1回を設定した。1ヶ月半の間で2度キャンセルはあったものの、4回面接を受けている。

## 5. 小中合同のケース会議における再アセスメントとプランニング

これらの経過を受け、小中による合同ケース会議を行い、それぞれの役割を確認した。

参加メンバー：小学校担任・コーディネーター・SSW・担任・中学校生徒指導主事・SC・教頭・市教育委員会指導主事

【小学校・中学校・教育委員会】母は、SCとの面接を楽しみにしている様子である。夫の暴力については継続している節があり、本家庭を心理的虐待の事例であることをチームで共有する。

【SC・SSW・コーディネーター・生徒指導主事が中心】DVが背景にある心理的虐待の事例であることから、SCと母との面接内容の守秘義務の範囲についても協議をしながら調整していく。

【SC・SSW】SCと母の面接内容にあわせて、SSWが必要な社会資源を提供する。

【兄担任】兄の学習面を気にしており、休みがちであることも母の不安定要素となっていることから、兄の気持ちを聞きながら個別対応の方法を考える。

【教育委員会指導主事】兄への支援人材の一つとして、学習サポーターを探す。

【教育委員会指導主事・SSW】本家庭を心理的虐待ケースとして支援を開始していることを家庭児童相談室に報告し、連携協力を仰ぐ。

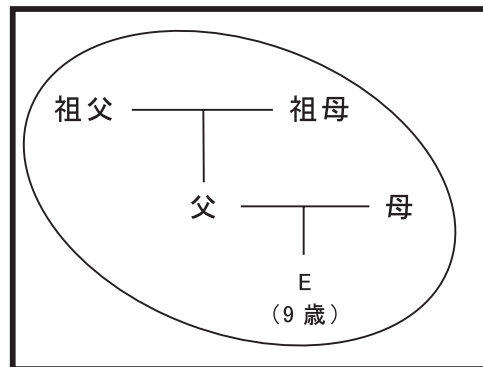
### 発達上の課題があるケース 1

#### 1. 気になる状況

3年1組のE（男子・9歳）は、落ち着きがなく、授業中に教室をうろうろしたり、無断で教室を出ていってしまう。休み時間も友達に暴言を吐いたり叩いたりするなど、日々トラブルが絶えない。トラブルが起きるごとに担任がEを指導するが、一向にEの行動は改善されない。最近かんしゃくや反抗的な態度をとることも多くなってきた。Eの対応に困った担任から、「EはADHDではないか」「ADHDの児童にはどのように関わったらいいのか」とSSWに相談があった。

問題行動が必ずしもADHDなどの発達障害と関係しているわけ

はないこと、行動上の問題の背景には虐待などの環境要因が絡むケースがあることを念頭に置きながら、SSWは授業中と休み時間のEの様子を観察することにした。観察の結果、確かにEの行動には気になる部分があり、特別な支援を要する児童であると思われるため、情報収集（行動特徴、学習状況、人間関係、家庭状況など）と今後の支援を検討するためにケース会議の開催を提案した。



#### 2. 第1回ケース会議で情報整理されたこと

参加メンバー：E担任、E学年主任、1, 2年時の担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、SSW、教頭、校長

##### Eについて

- 授業中に立ち歩いたり、関係のない発言をしたり、クラスメートの邪魔をするなど、落ち着きのない行動が目立つ。教室を無断で飛び出すこともよくある。ただし、理科の授業だけは比較的落ち着いて授業を受けている。昆虫が好きで、大人顔負けの知識を持っている。昆虫の話をしだすと止まらなくなる。班ごとに作業をするときはリーダーになりたがるが、みんなの意見を聞かずに自分の思う通りにしようとするため、班のメンバーと衝突してしまう。すぐにかんしゃくを起こして他児に暴言を吐いたり手を出してしまう。興奮状態のときは顔つきも変わって手がつけられない。落ち着いているときはとても人懐っこい性格。【担任】
- 2年生のときも落ち着きがなく、授業中によく立ち歩いたので、一番前の席にしてすぐに声かけができるようにしたところ、授業中の態度はかなり改善された。自分の気に入らないことがあるとすぐにかんしゃくを起こして暴れるので、体を後ろから抱きかかえて暴れるのを抑えたことが何度かあった。【2年担任】
- 1年生のときも落ち着きはなかった。順番が待てずにかんしゃくを起こしたことが何度かあった。【1年担任】
- 1年生のときに体育の授業でけがをして保健室で治療したことがあったが、そのときに顔を覚えてくれたようで、学校で見かけるたびに話しかけてくる。昆虫の話をよくしてくれるが、かなり詳しく知っているのが驚かされる。【養護教諭】
- 授業中にEが校内をうろうろしているところや、興奮して暴れている場面を他の教員も目撃しており、教員間で「Eはトラブルメーカー」という認識が定着している。【教頭】

##### 家庭環境

<学期初めの家庭訪問時の母との懇談より>

- 宿題をなかなかやろうとしないので、やるように叱ると、かんしゃくを起こして手がつけられなくなる。同居して

いる父方の祖父母には、躰が悪いからだといつも怒られ、精神的につらい。

- 祖父母がEを猫可愛がりして、すぐにわがままをきいてしまう。
- 父親は躰に厳しく、父親が家にいる時はEはピリピリしている。

### 3. アセスメント+プランニング

**【全員】** Eの攻撃的な行為の背景には、暴力によるコミュニケーション方法を学習した可能性が高いことを参加メンバー間で共有した。

**【担任、学年主任、1,2年時の担任、特別支援コーディネーター、SSW】** Eがどのような状況でどのような行動上の困難に至っているのかを整理し、Eの行動を改善させるような授業の工夫や、学級及び学校環境の工夫を考える。

**【教頭、SSW】** 授業中や休み時間に担任がよりEに気を配ることができるように、空き時間の教員が3年1組にサポートに入る。他の教員のサポートが得られない時間帯には、学生ボランティアに来てもらう。

**【SSW・教職員】** Eの得意な昆虫をうまく利用して、Eの自尊心を高める支援を行う。昆虫以外の得意なこともみつけて、自尊心を高める支援につなげる。

**【担任】** Eの社会性を育てるため、友達と楽しく過ごす方法を指導する。また、クラスメートに対しても、Eをうまく受け入れられるように指導をする。

**【教頭から教職員に報告】** 授業中にEが教室を飛び出したときなどの校内での対応方針を教職員間で共有する。

**【特別支援コーディネーター・SSW】** 教職員がEに受容的な態度で接するように促す。その一環として、行動面で特別な支援を必要とする児童生徒たちに対する教職員の意識改革をし、校内支援体制をより充実させるために、校内研修を開いて「子どもの『見方』」の共有を図る。

**【担任】** 保護者にこれまでのEの学校での様子と、今後の学校の取組を説明し、理解と協力を促す。

**【SSW】** 母親のしんどさを受容しサポートする。(担任からSSWを紹介してもらい、SSWが母親の話し相手になる。定期的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラーを紹介する。)

以上の役割分担に沿って支援を開始することになった。1ヶ月後に第2回ケース会議を開き、支援の状況を確認することにした(1ヶ月間の支援の状況は細かく記録する)。Eの行動に変化が見られない場合は、支援内容を見直すとともに、保護者と相談の上、専門医の受診も考えることにした。

### 発達上の課題があるケース2

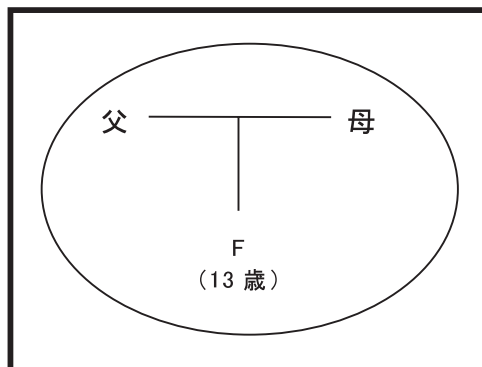
#### 1. 気になる状況

2学期に入ってから欠席することが増えた中学1年生のF（男子・13歳）のことで、担任がSSWに今後の対応について相談してきた。

2学期に入ってから、Fが休み時間にクラスメートと遊んでいたとき、遊び方で自分のこだわりを主張してかんしゃくを起こすということが何度か続いた。そのことがきっかけで友達関係が上手くいかなくなり、教室では孤立するようになった。しだいにいじめられるようになり、それを嫌がって欠席するようになった。

Fは小学5年生のときにアスペルガー症候群と診断されている。担任は小学校からの引き継ぎでそのことは知っていたが、アスペルガー症候群であるということ以外には特に何も報告されなかったことや、1学期の間はFが気にするほどの大きなトラブルを起こすようなことがなかったこともあり、これまで特に何も配慮はしていなかった。

今後の対応を考えるにあたり、小学校での様子についての情報収集が必要であると思われたため、小中合同のケース会議の開催を提案した。



#### 2. 小中合同ケース会議（第1回ケース会議）で確認された小学校時の様子

参加メンバー：小学5・6年時の担任、F担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC、SSW、教頭

<小学5・6年時の担任より>

- 小学校5年生のとき、こだわりの強さが気になったことと、遊び時間にかんしゃくを起こして友達とのトラブルが頻繁にあったことから、母子で教育相談を受けてもらった。その際に軽度発達障害ではないかと指摘され、その後専門医を受診してアスペルガー症候群と診断された。
- 専門医、教育相談のカウンセラー、保護者と相談の上、Fは定期的（月に1回）に教育相談を受け、ソーシャルスキルトレーニングを行った。
- 母親はFがアスペルガー症候群と診断されたことに当初戸惑いがあったので、教育相談でカウンセリングを受けていたが、Fが小学6年生になった時点で、母親もFの障害を受け入れることができるようになったので、カウンセリングは終了した。
- 教育相談のカウンセラーの助言もあり、Fが学校でトラブルを起こしたときは逐一保護者に報告し、一緒に対処方法を考えるようにしていた。母親はこのことを喜んでいて。
- クラスの子どもたちには、Fがアスペルガー症候群であるということは伝えなかったが、Fがコミュニケーションに課題があることを共有し、どのようにFと上手くつきあっていくかについて話し合った。子どもたちはこのことを比較的好意的に受け入れ、Fと上手く関わるように努力していたと思う。そのお陰で、小さなトラブルはあったものの、クラスメートとは仲良く過ごしていた。

#### 3. アセスメント+プランニング

【SSW】Fへの支援は、学校だけではなく家庭の協力も大きく影響する。今後のFへの支援を検討するにあたり、保護者の考えを確認しておく必要がある。



これを受けて、Fへの支援を検討する前に、SSWが母親と面談し話を聞くことにした。母親はこれまで何も支援をしなかったことに不満を抱いていた。また、これから学校がFに対して行う支援の内容についても親としてきちんと知っておきたいとのことであった。保護者がケース会議に参加できることを伝えたが、今回は参加せずSSWが保護者の思いを代弁することになった。

#### 4. 第2回ケース会議でのアセスメント+プランニング

参加メンバー：F担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC、SSW、教頭、教育相談カウンセラー

母親とSSWの面談後すぐに第2回ケース会議を開催し、Fに対する支援が検討された。Fが小学校時に関わっていた教育相談カウンセラーにも参加してもらい、これまでの経過についての情報整理が行われ、以下のように対応していくことを確認した。

- **【SSWによる保護者の思いの代弁】** 小学校のときのように、Fに行動上の課題があることをクラスで共有し、Fへの理解を促してほしい。
- **【担任】** Fの行動・情緒面の課題についてクラスで共有し、Fとの関わり方について話し合いをもつ。
- **【担任】** Fをいじめていた子どもたちに対して個別に指導をし、Fとの話し合いの場を設け、和解を促す。
- **【教育相談カウンセラー】** Fに対する月1回のソーシャルスキルトレーニングを中心とした教育相談を再開する。
- **【担任・教頭・特別支援コーディネーター・養護教諭】** かんしゃくを起こした時にクールダウンできる別室を設ける。必要に応じて保健室も利用できるようにする。これについては、教職員会議で全教職員に周知し、共通認識を図る。
- **【SC】** 必要に応じてFとのカウンセリングを設定し、Fが自分の気持ちを打ち明けられる環境を作る。
- **【担任・SSW】** ケース会議で決定した支援内容については、担任を通じて保護者に報告する。学校での対応やFの様子については、定期的に担任から保護者に連絡する。担任には言いにくいこともあるかもしれないので、SSWも定期的に保護者と連絡をとり、保護者の思いを聴くようにする。
- **【特別支援コーディネーター・SSW】** アスペルガー症候群等の軽度発達障害に対する教職員の理解が十分ではないので、軽度発達障害をテーマにした教職員研修会の開催を企画する。

## ○スクールソーシャルワーカー活用事業

平成20年度予算額 1,538百万円（新規）

### 1 趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められているところである。

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととする。

なお、スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する。

### 2 事業内容

(1) 指定地域数 141地域

(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

(3) 運営協議会の設置

指定団体は、地域の実情に応じた調査研究を効果的に実施するため、指定地域内において、教育委員会、学校、関係機関等を含む運営協議会を設置する。

## スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業

20年度予算額 1,537,921千円(新規)

● 問題行動等の背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている。そのため、

- ① 関係機関等と連携・調整するコーディネート
- ② 児童生徒が置かれた環境の問題(家庭、友人関係等)に働き掛けること等が求められている。

都道府県・市町村教育委員会



■ 編集

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

■ 執筆者

野田正人（のだ・まさと）…………… I 章 1  
立命館大学産業社会学部教授

山下英三郎（やました・えいざぶろう）…………… I 章 2  
日本社会事業大学社会福祉学部教授

山野則子（やまの・のりこ）…………… I 章 3  
大阪府立大学人間社会学部准教授

大崎広行（おおさき・ひろゆき）…………… I 章 4  
目白大学人間学部准教授

群馬県教育委員会…………… II 章 1

大阪府教育委員会…………… II 章 1

香川県教育委員会…………… II 章 1

熊本県教育委員会…………… II 章 1

茨城県結城市教育委員会…………… II 章 1

東京都杉並区教育委員会…………… II 章 1

麻植昭夫（おえ・あきお）…………… II 章 2  
大阪府豊中市教育委員会庄内少年文化館副館長

丸山涼子（まるやま・りょうこ）…………… II 章 3  
大阪府寝屋川市立和光小学校長

佐々木千里（ささき・ちさと）…………… III 章 1  
スクールソーシャルワーカー

金澤ますみ（かなざわ・ますみ）…………… III 章 2  
スクールソーシャルワーカー

半羽利美佳（はんば・りみか）…………… III 章 2  
武庫川女子大学文学部講師

